

積立定期預金「すこやか子育て」

平成26年1月6日現在適用中

1. 商品名 (愛称)	積立定期預金「すこやか子育て」 (愛称：すこやか)
2. ご利用いただける方	当行で「児童手当」の受取がある方（予約も含みます）
3. 契約期間	原則、設定しません。 ※満期日を1年以上（1か月の据置期間を含む）10年以下で定めることも可能です。
4. 積立期間	任意に設定できます。
5. 積立方法	「児童手当」の受取口座からの口座振替
(1) 積立方法	
(2) 積立金額	
(3) 積立周期	4か月ごと（2月・6月・10月）の指定する日 ※毎月・隔月の積立も可能です。
6. 払戻方法	・全額払戻：口座のすべてを払戻（口座は解約されます。）します。 ・一部払戻：預入明細毎の払戻ができます。
7. 利息	各期間に応じて次の利率を適用します。 A. 預入日の1年後の応当日から満期日までの期間が2年1か月以上の場合、および満期日を指定しない場合は、期日指定定期預金の店頭表示の利率 B. 預入日の1年後の応当日から満期日までの期間が2年を超え2年1か月未満の場合は、自由金利型定期預金（M型）1年ものの店頭表示の利率 C. 預入日の1年後の応当日から満期日までの期間が2年以下の場合は、期日指定定期預金の店頭表示の利率 D. 預入日の1年後の応当日が満期日を超える場合は、期間に対応する自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率
(1) 適用金利	
(2) 利払頻度	
(3) 計算方法	
(4) 課税	
8. 手数料	—
9. 中途解約時の取扱い	積立途中で解約する場合は、各預入金額毎に以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 積立時の預金が期日指定定期預金の場合 A. 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合 解約日における普通預金の利率 B. 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合 預入期間が6か月以上1年未満の場合 預入時の2年以上の利率×40% 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 預入時の2年以上の利率×50% 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 預入時の2年以上の利率×60% 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 預入時の2年以上の利率×70% 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 預入時の2年以上の利率×90% (小数点第3位以下は切捨てとします。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。 当行所定の下限利率を適用します。) (2) 積立時の預金が自由金利型定期預金（M型）の場合 A. 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合 解約日における普通預金の利率 B. 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合 預入期間が6か月以上1年未満の場合 預入時の自由金利型定期預金（M型）の6か月もの利率×70% (小数点第3位以下は切捨てとします。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。)

積立定期預金「すこやか子育て」

平成26年1月6日現在適用中

10. 満期日以降の取扱い	満期を指定する場合の満期日以後の利息は、解約日における普通預金金利により計算します。
11. 預金保険	本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。(預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者1人あたり1金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。)
12. 特典内容	
(1) 積立開始特典	当該預金を申し込んでいただくと「ミキハウスランチコップ」をプレゼントします。 ※在庫がなくなった場合等には、商品を変更する可能性がございますのでご了承ください。
(2) 合格ローンの金利引下げ	「児童手当」の振込があり、当該積立実績が1年以上ある方については、さんぎん教育ローン「青春時代」の金利引下権(▲0.5%)を付与いたします。 ※その他のキャンペーン・子育て支援型住宅ローンの金利優遇がある場合は、この金利引下げとの併用ができません。 ※「児童手当」の振込が終了した場合(「児童手当」が廃止された場合も含まれます)でも、児童手当振込終了後3年以内は有効となります。
(3) 子育て支援金	「児童手当」の振込があり、当該積立残高が10万円以上ある方については、年3回(2月・6月・10月)抽選で毎回10名様に子育て支援金10,000円を「児童手当」の受取口座に振込します。 ※抽選は自動抽選とし、当選者の発表は、子育て支援金の振込により代えさせていただきます。なお当選された方で、子育て支援金の振込口座が解約されている等で振込の手続きができない場合は、当選が無効となります。 ※「児童手当」が廃止された場合は、この特典は実施いたしません。
13. その他参考となる事項	「児童手当」の制度が廃止された場合等は、積立定期預金「すこやか子育て」の新規取扱を中止する場合がございます。なお、既に当該積立口座をお持ちの方は、そのままご利用いただけますが、積立金額等の変更は窓口までお申出願います。
14. 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話：0570-017109

金利については窓口でお問い合わせください。